

「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく届出制度の改正について

1 改正の趣旨

外国人等による土地取得に係る国の制度が改められることに鑑み、外国人等による森林取得の実態を円滑且つ精確に把握することを可能とするため、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく届出制度を改正する。

2 改正の内容

「徳島県豊かな森林を守る条例施行規則」を次のとおり改正する。

(1) 届出事項の追加

森林所有者等が、森林の土地の売買契約を締結しようとする際、あらかじめ知事に届出をすべき事項として、新たに「譲受人等の国籍等」を追加する。

(2) 届出が不要な法人の追加

森林の土地の売買契約を締結しようとする際の知事への届出が不要な法人として、現行の森林整備法人、土地開発公社、独立行政法人等に加え、新たに「森林経営管理法」に基づく、「[※]林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進する者として県が公表する法人」を加える。

※ 現在、(公社)徳島森林づくり推進機構、森林組合など23事業者を公表済み

3 今後の予定

令和8年2月中旬 パブリックコメントの実施

令和8年4月1日 改正施行